

政令第 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第一項、同法第二十二條の二第五項において準用する同法第十九条並びに同法第二十四條の六第一項及び第五十八條の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「車いすを」を「車椅子を」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改める。

第十五条第一項中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に、「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改め、同条第二項中「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同項第一号ただし書並びに同号イ及びロ中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に

改め、同号ロ(2)及び同項第二号イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第十七条第一項中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同条第二項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第十八条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同項第三号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同条第二項第二号ロ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第三号ロ中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第五号イ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号ロ及びハ中「かご」を「籠」に改め、同号ホ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ヘ、ト及びチ(1)中「かご」を「籠」に改め、同号チ(2)中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同号リ(1)中「かご」を「籠」に改め、同号リ(2)中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号リ(3)中「か

「籠」に改め、同項第六号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第七号口中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第二十二條第四号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同條第六号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第二十四條の見出し中「認定特定建築物」を「認定特定建築物等」に改め、同條中「第十九條」の下に「（法第二十二條の二第五項において準用する場合を含む。）」を、「認定特定建築物」の下に「又は認定協定建築物」を、「認定特定建築物の建築物特定施設」の下に「又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設」を加える。

第二十八條第一項中「に、法第十四條第一項」を「に、同條第一項」に改め、同條を第二十九條とする。

第二十七條を第二十八條とし、第二十六條を第二十七條とし、第二十五條を第二十六條とし、第二十四條の次に次の一條を加える。

（移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為）

第二十五條 法第二十四條の六第一項の政令で定める行為は、次に掲げるもの（法第二十八條第一項の公共

交通特定事業又は法第三十一条第一項の道路特定事業の施行として行うものを除く。）とする。

一 生活関連施設である旅客施設（以下この条において「生活関連旅客施設」という。）の建設又は改良であつて、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と次のイ若しくはロに掲げる施設で当該生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適するものとして国土交通省令で定める経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うもの

イ 他の生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）

二 生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、次のイ又はロに掲げる施設で当該道路に接するものの高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認めて市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕

イ 生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国

土交通省令で定めるものに限る。）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第三項の規定 平成三十一年四月一日

二 第十五条の改正規定（同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）及び次項の規定

平成三十一年九月一日

（経過措置）

2 この政令による改正後的高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にするこ

とを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

3 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十四号中「第五十条第四項」の下に「（これらの規定を同法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、移動等円滑化促進地区の区域における届出を要する行為等を定めるほか、ホテル又は旅館における車椅子使用者用客室の設置の基準を改める必要があるからである。